

# サポートカー限定免許（安全運転サポート車等限定条件付免許）

## 1 概要

運転免許を受けている方は、その方の申請により、運転できる車を安全運転サポート車に限定する条件を免許に付与することができます。申請は更新申請と併せて行うことが可能です。

## 2 条件の付与の基準

サポートカー限定条件を付与することができる免許の種類は、普通免許に限られます。

普通免許以外の中型（8 t 限定）や準中型（5 t 限定）免許を含め、普通自動車を運転できる免許（上位免許）をお持ちの方は、当該上位免許の全てについて申請取消を行い、普通免許を付与する手続きを行う必要があります。

## 3 免許条件の内容

申請により免許に付与する条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件となります。（下記条件A又はBに該当）

条件A	衝突被害軽減ブレーキ（性能認定） + ペダル踏み間違い時加速抑制装置（性能認定）※マニュアル車は不要
-----	--

性能認定：自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規定及び先進安全技術の性能認定実施要領に基づく性能認定

※1 性能認定を受けた自動車は、令和2年度以降に製造されたものに限定されています。

※2 後付け装置については、当該装置が資格要件を満たす取付事業者により取り付けられたものであるかどうかなどを判別困難なため対象装置とはなりません。

条件B	衝突被害軽減ブレーキ（保安基準）
-----	------------------

保安基準：道路運送車両法の保安基準。令和3年11月以降、国産新型車から順次、衝突被害軽減ブレーキの装着が義務付けられ、性能認定よりも高い性能基準が適用されます。

※ 該当するサポートカーは [こちら](#)（警察庁ホームページリンク）

サポートカー限定免許を検討中の方は運転免許センター安全運転支援係までご相談をお願いします。  
(089-934-0110（代表電話）内線331～333)